

聴覚障害者制度改革推進兵庫本部の公開質問状の回答一覧 兵庫4区…神戸市(西区)、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡

候補者名	高橋昭一(民主党)	藤井比早之(自由民主党)	松本勝雄(日本共産党)
1. 障害者総合支援法について	(回答無し)	(回答無し)	2012年6月可決・成立した「障害者総合支援法」は障害当事者の声を聞くことなく、「基本合意」や「骨格提言」をことごとく無視したものです。「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」についても、聴覚障害者の定義・範囲、権利としての情報アクセス・コミュニケーション、地域格差の問題、さらに、財源の問題などあまりにも不十分な内容となっています。日本共産党はみなさんの運動で生み出した財産である「基本合意」や「骨格提言」そして障害者権利条約にもとづき、障害当事者の声を反映した新法を制定するよう全力をあげます。
2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について			居住する市町村によって支援の内容や範囲が異なることはあってはなりません。個人であろうと団体であろうと意思疎通に必要な手話通訳者(盲ろう者に対するものも含む)、要約筆記者の派遣は公費で行われることが保障されなければなりません。もちろん、その内容は公的・私的を問わず当事者が必要とするコミュニケーションを完全に保障するものとならなければなりません。実施する主体は当事者に最も身近な市町村であっても、国の制度として財政的保障が必要と考えています。
3. コーディネーターの身分保障について			障害当事者が必要などときに必要な意思疎通支援をうけようとするときにコーディネーターが果たす役割は重要です。とりわけ専門性と幅広い知識・経験が求められるコーディネータの養成と身分保障は障害者権利条約の精神からも当然国や都道府県などで制度化し、定着させることが必要と考えます。
4. 行政機関におけるアクセシブルな情報提供について			住民に公平なサービス提供が求められる行政機関においては、障害を理由にサービスの内容・手段に格差を生んではなりません。当面、各レベル自治体の福祉事務所や衛生保健事務所の窓口到手話のできる常勤のケースワーカー等の配置を義務づけます。さらにすべての窓口でも手話のできる職員配置を順次増やして対応の向上をめざします。
5-1. 参政権が制限されていることについて			これまで障害者への政治参加の権利が不十分な形でしか保障されていませんでした。日本共産党は一貫してその是正につとめてきました。徐々によくなっているとはいえまだまだだと思えます。御指摘の問題は重要であり当然の権利です。早急の法改正をふくめて今後とも実現にむけて努力します。
5-2. 今回の選挙で情報保障を実施するか			政見放送や個人演説会への手話通訳、字幕、要約筆記、もうろう者向け通訳などは、本来選挙管理委員会などが主体となって公的に設置が保障されるべきだと考えています。当面政見放送の手話通訳配置などの配置をしたいと考えています。
6. 障害者差別禁止法について			障害者製作委員会「差別禁止部会」は、今年9月に意見書をまとめました。「合理的な配慮の不提供」や「不均等待遇」を差別とすることも求めており、こうした意見書の趣旨をふまえた障害者差別禁止法の制定を求めています。

			<p>きます。障害者差別が生み出されてきた根源には、日本の社会保障制度の貧しさをはじめ、憲法が保障する諸権利がすべての国民に行きわたってこなかった、とりわけ障害者への対応が不十分なまま放置されてきたことにあると考えます。差別をしてきたのは第一義的には国家権力と見る必要があります。</p> <p>一方、差別の対象を国民同士の中に位置づけてしまえば、本来共同しなければならない国民の中に分断を持ち込むことになりかねません。その点は慎重に行われなければなりません。</p>
7. 情報・コミュニケーションを保障する法律等の必要性について			<p>これまでの回答でお答えしたこと及びさらに他の分野でのすべての障害者の情報アクセスやコミュニケーションを完全に保障するためには、現在の法制度の下でもできることを完全に実現できるよう全力をあげねばなりません。同時に不十分なことについては御指摘の新しい法律の制定が必要だと思っています。</p>
8. その他障害者施策について			<p>なによりも「障害者自立支援法」を廃止のうえにたつて「障害者権利条約」にもとづいて「基本合意」や「骨格提言」を全面的に実践できる新しい法律をみなさんがたと御一緒に制定させたいと強く思っています。</p>